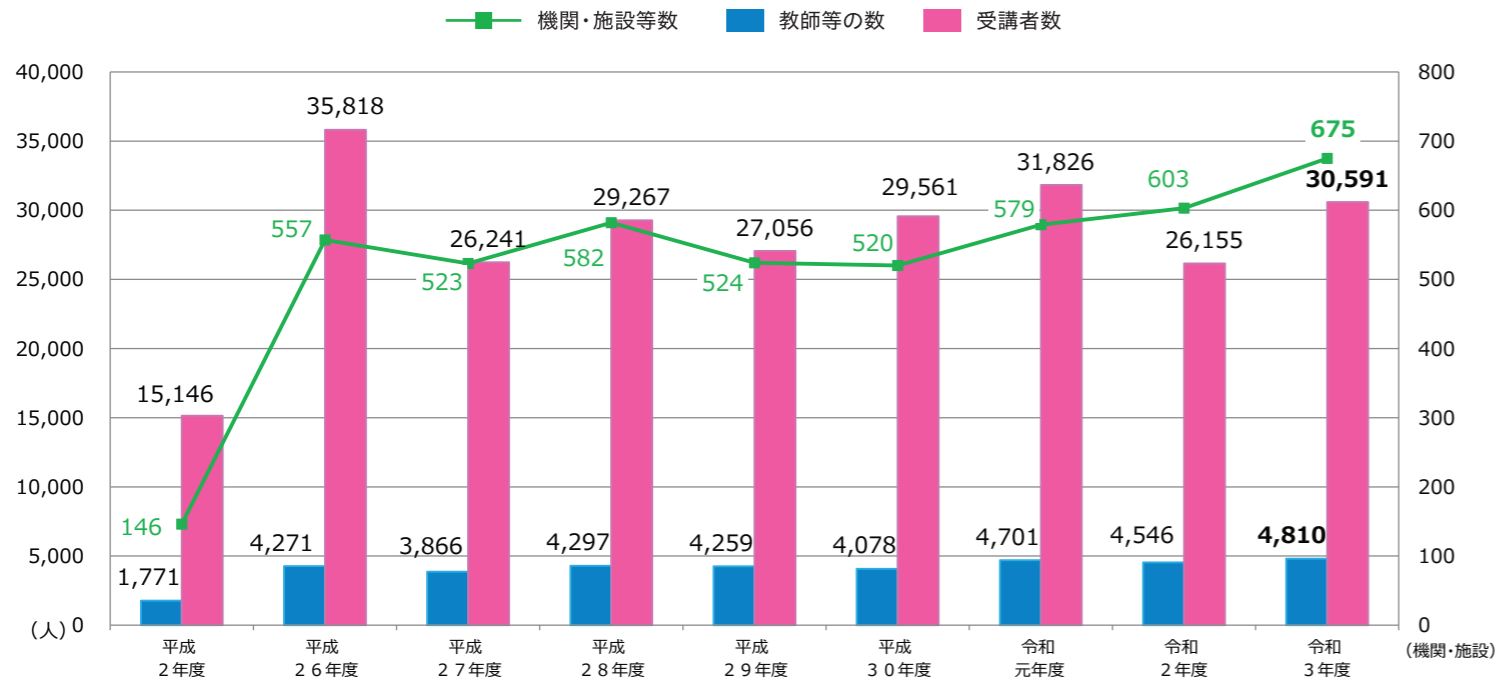


日本語教師等の養成・研修の現状

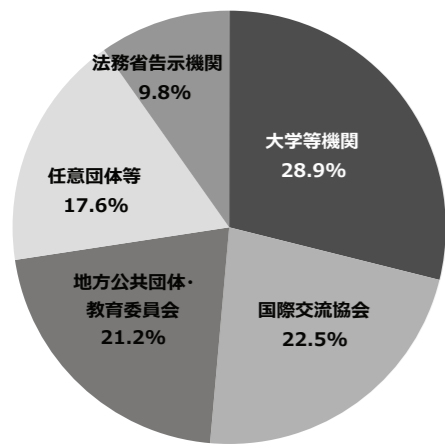
日本語教師等の養成・研修実施機関・施設等数 / 教師等の数 / 受講者数の推移

国内で日本語教師等の養成・研修課程(コース)、科目等を設けている機関・施設等数は675、教師等の数は4,810人、受講者数は30,591人となっている。前年度との比較では、機関・施設等数、教師等の数、受講者数ともに増加している。



機関・施設等の割合

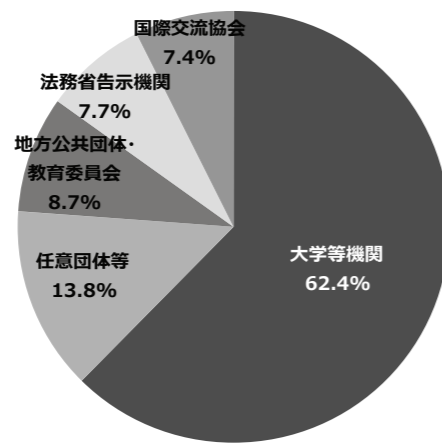
(n=675)



機関・施設等数は、大学等機関が195(28.9%)と最も多く、以下、国際交流協会が152(22.5%)、地方公共団体・教育委員会143(21.2%)、任意団体等119(17.6%)、法務省告示機関66(9.8%)の順となっている。

教師等の割合

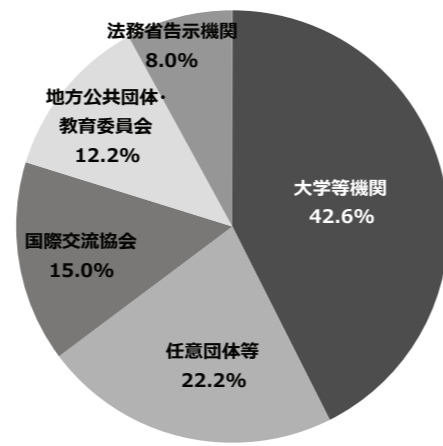
(n=4,810)



教師等の数は、大学等機関が3,001人(62.4%)と最も多く、以下、任意団体等が662人(13.8%)、地方公共団体・教育委員会419人(8.7%)、法務省告示機関371人(7.7%)、国際交流協会357人(7.4%)の順となっている。

受講者の割合

(n=30,591)



受講者数は、大学等機関が13,026人(42.6%)と最も多く、以下、任意団体等6,789人(22.2%)、国際交流協会4,596人(15.0%)、地方公共団体・教育委員会3,740人(12.2%)、法務省告示機関2,440人(8.0%)の順となっている。

令和3年度 日本語教育実態調査

国内の 日本語教育の 概要

我が国に在留する外国人の数は、新型コロナウイルス感染拡大による入国制限等の影響により、令和3年末には前年末より約12万人減少し、約276万人となったものの、「出入国管理及び難民認定法」が改正、施行された後の約108万人(平成2年末)と比べて2.5倍に迫る数となっており、入国制限の緩和後は更なる在留外国人数の増加が見込まれます。

この間、日本語学習者の拡大と多様化が進みました。平成31年4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、新たな在留資格として「特定技能」が創設されました。また、令和元年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、国内における日本語教育環境の整備が進んでいくことが期待されます。今後、このような状況に適切に対応した日本語教育の展開が求められるとともに、日本語教師等の日本語教育に関わる人材に求められる役割やその活動の場も広がっていくと考えられます。

文化庁では、国内の外国人等に対する日本語教育の現状を把握するため、昭和42年以来、毎年継続して「日本語教育実態調査」を実施しており、この度、令和3年11月1日現在の調査結果を概要として取りまとめました。日本語教育の現状把握や基礎資料として役立てば幸いです。

お問合せ先

文化庁国語課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL:03-5253-4111(代表) E-mail:nihongo@mext.go.jp



文化庁広報誌「ぶんかる」
キャラクター：ぶんちゃん

調査の概要

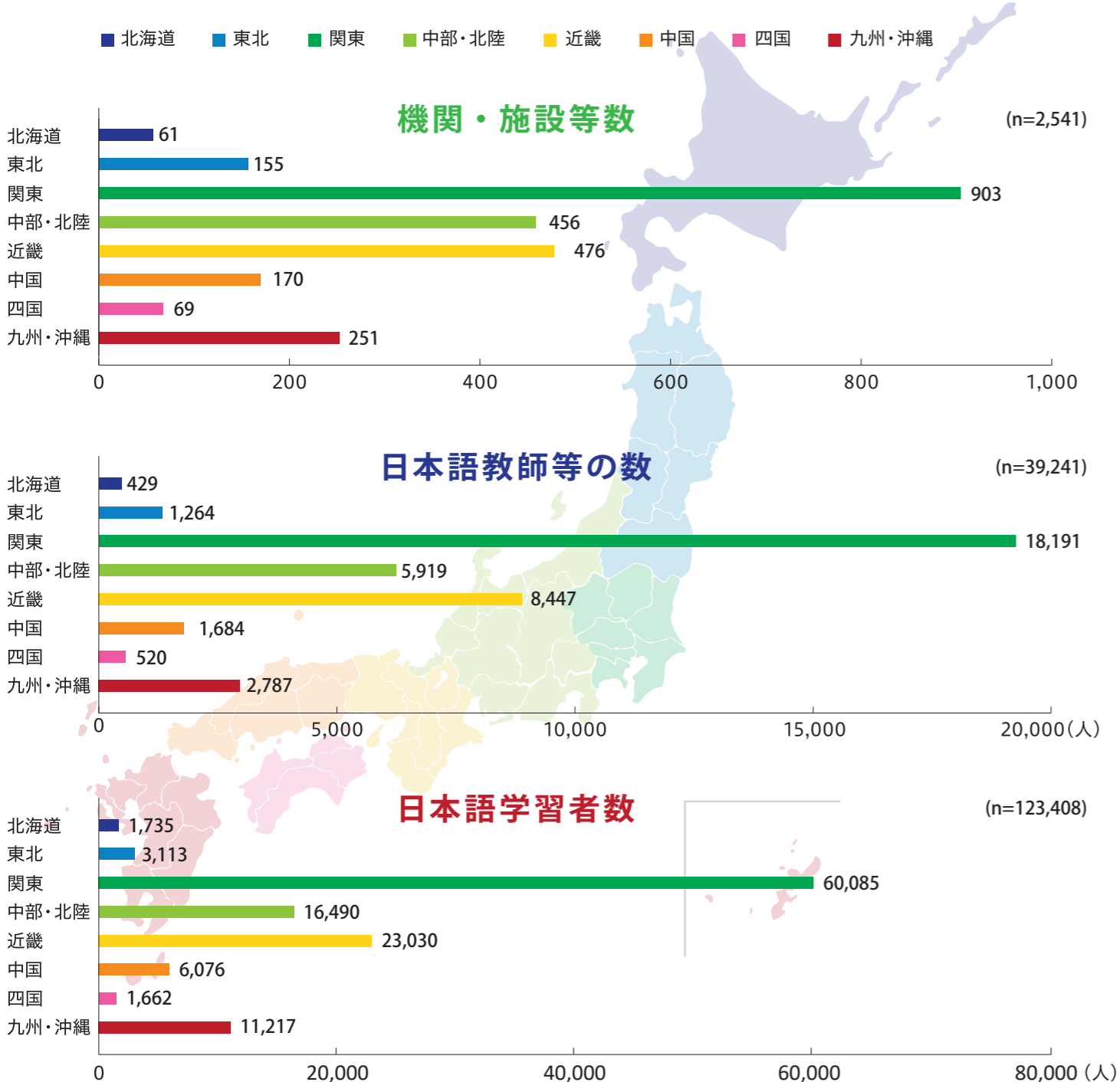
調査対象

日本語教育や日本語教師等の養成・研修を実施している機関・施設等8,236件を対象とし、そのうち、回答のあった5,703件(回収率69.2%)を集計した。調査対象は大学 / 短期大学 / 高等専門学校/地方公共団体(首長部局、教育委員会) / 国際交流協会 / 法務省が告示をもって定める日本語教育機関(以下、法務省告示機関) / 特定非営利活動法人や任意団体等(初等中等教育機関は対象外)である。

外国人等に対する日本語教育の現状

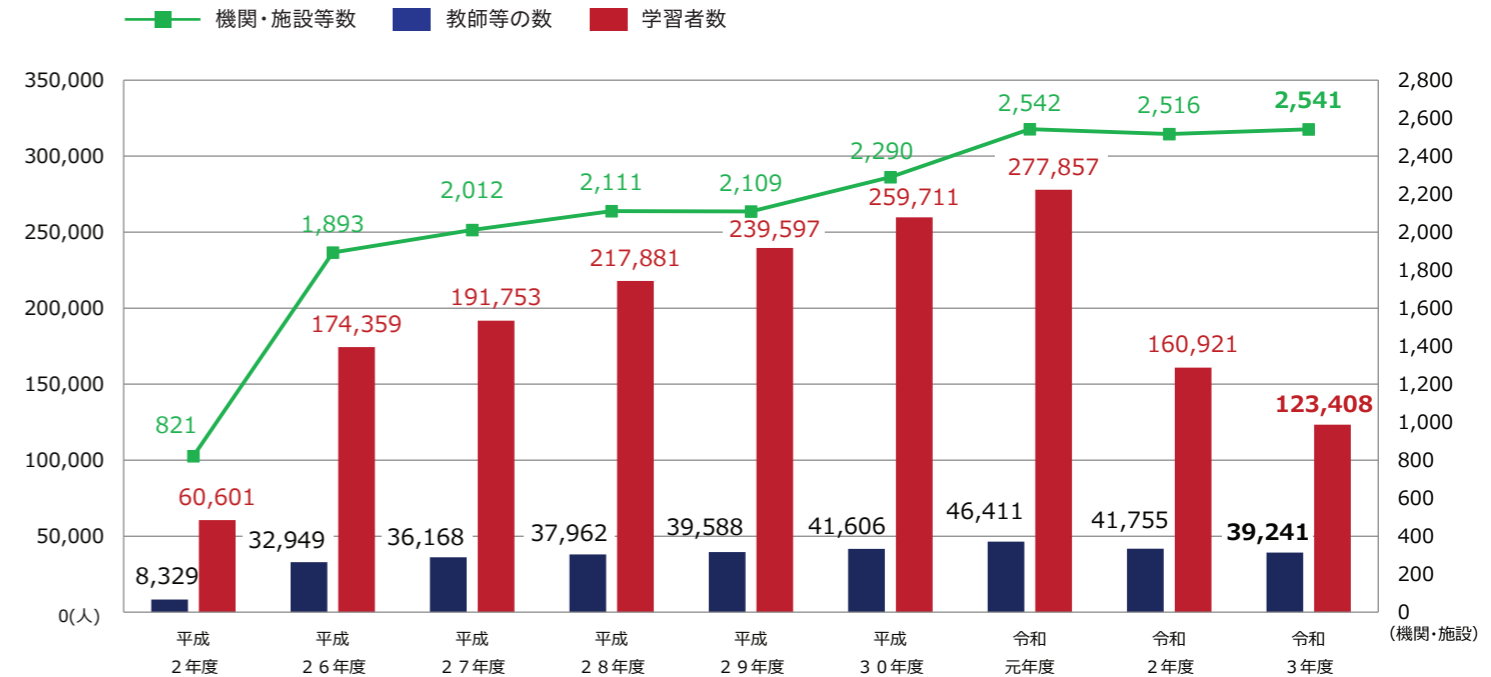
地域別に見る日本語教育の現状

関東は日本語教育実施機関・施設等数が903、日本語教師等の数が18,191人、日本語学習者数が60,085人とほかの地域に比べて突出しており、次に日本語教育実施機関施設等数、日本語教師等の数、日本語学習者数ともに近畿、中部・北陸が多い。北海道、四国は全体的に少なく、施設数は100に達していない。



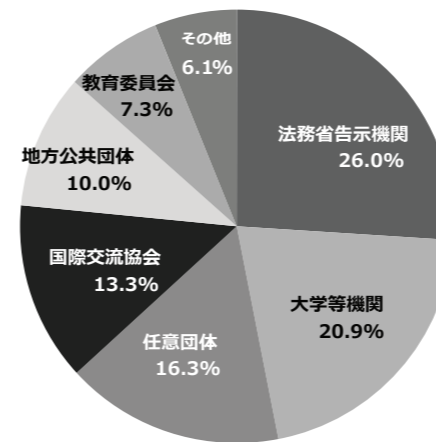
日本語教育実施機関・施設等数 / 日本語教師等の数 / 日本語学習者数の推移

国内における日本語教育実施機関・施設等数は2,541、日本語教師等の数は39,241人、日本語学習者数は123,408人となっている。前年度との比較では、新型コロナウイルス感染拡大の影響がある中、日本語教育実施機関・施設等数は微増であったものの、日本語教師等の数、日本語学習者数は減少している。



機関・施設等の割合

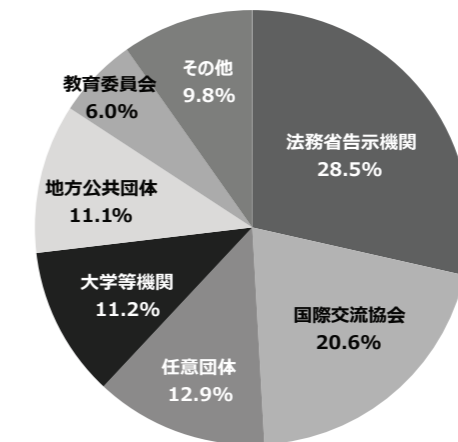
(n=2,541)



機関・施設等数は、法務省告示機関が661(26.0%)と最も多く、以下、大学等機関 531 (20.9%)、任意団体 414 (16.3%)、国際交流協会 339 (13.3%)、地方公共団体 255 (10.0%)、教育委員会は185(7.3%)の順となっている。

教師等の割合

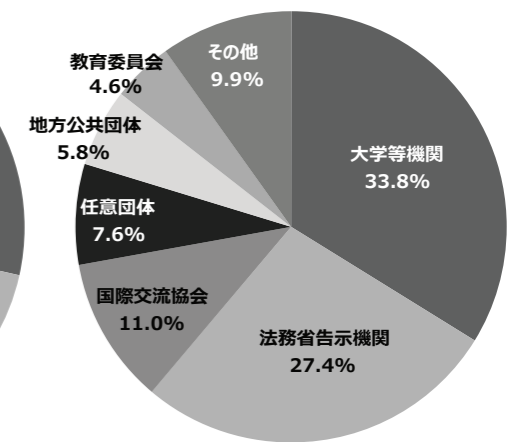
(n=39,241)



教師等の数は、法務省告示機関が11,198人(28.5%)と最も多く、以下、国際交流協会 8,070人(20.6%)、任意団体 5,049人(12.9%)、大学等機関 4,380人(11.2%)、地方公共団体 4,353人(11.1%)、教育委員会は2,351人(6.0%)の順となっている。

学習者の割合

(n=123,408)



学習者数は、大学等機関が41,730人(33.8%)と最も多く、以下、法務省告示機関 33,761人(27.4%)、国際交流協会 13,559人(11.0%)、任意団体 9,335人(7.6%)、地方公共団体 7,188人(5.8%)、教育委員会は5,659人(4.6%)の順となっている。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはなりません。